

# 重要事項説明書

通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション

利用者に対する通所リハビリテーション及び介護予防リハビリテーションの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1、事業者概要

事業者名称	医療法人 六輪会 六輪病院
事業者番号	2313901155 号
所在地	〒490-1323 愛知県稲沢市平和町塩川 104 番地
法人種別	医療法人 六輪会
代表者名	理事長 佐藤美信
連絡先	電話番号 0567-46-3297 FAX 番号 0567-46-5846

## 2、事業の目的と運営方針

事業の目的	六輪病院(以下「事業所」という)が行う指定通所リハビリテーション及び予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び介護予防リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営の方針	第1項 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。 第2項 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 3、従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	員数	勤務形態
医師	1 名	常勤
理学療法士	4 名	常勤兼務 4 名
作業療法士	2 名	常勤兼務 2 名
介護職員	7 名	常勤 7 名 (うち介護福祉士 2 名)
管理栄養士	1 名	常勤

## 4、営業日及び営業時間

営業日・営業時間	6 時間以上 7 時間未満 月曜日から土曜日 午前 8 時 15 分から午後 16 時 45 分 (サービス提供時間 6 時間以上 7 時間未満 午前 9:15～午後 15:30) 1 時間以上 2 時間未満 月曜日から金曜日 午前 8 時 15 分から午後 16 時 45 分 (サービス提供時間 午前 9:30～11:00 午後 14:00～15:30) ※但し、祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く
----------	---

## 5、通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料とその他費用

利用料は①基本料金+保険外費用(昼食費 590 円・日用生活費 242 円)と②加算料金の合計金額です。  
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用費は、全額自己負担となります。

①基本料金+保険外費用 (単位:円)

	通所リハビリテーション費 (通常規模医療機関)		保険外費用	1 日の負担額
	1～2 時間	6～7 時間		
要支援 1	1～2 時間	2,268/月	-	
	6～7 時間		842 円	
要支援 2	1～2 時間	4,228/月	-	
	6～7 時間		842 円	
要介護 1	1～2 時間	369 単位	-	366
	6～7 時間	715 単位	842 円	1,557
要介護 2	1～2 時間	398 単位	-	398
	6～7 時間	850 単位	842 円	1,692
要介護 3	1～2 時間	429 単位	-	439
	6～7 時間	981 単位	842 円	1,823
要介護 4	1～2 時間	458 単位	-	458
	6～7 時間	1,137 単位	842 円	1,979
要介護 5	1～2 時間	491 単位	-	491
	6～7 時間	1,290 単位	842 円	2,132

②加算料金

通所リハビリテーション加算	入浴介助加算	40 単位
	短期集中個別リハビリテーション実施加算(1 日につき)	110 単位
	栄養改善加算(月 2 回を限度)	200 単位
	通所リハ送迎減算(事業所が送迎を行わない場合)	-47 単位
予防通所リハビリテーション加算	栄養改善加算(1 月につき)	200 単位

※稲沢地区の地域単価は 1 単位あたり 10.33 円となります。(平成 27 年度 4 月より)

- 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 体験利用料(6 時間以上 7 時間未満)は、上記保険外費用を徴収。(※体験時のリハビリは未実施。医師の指示後に対応。)

## 6、通所リハビリテーション/予防介護リハビリテーションの利用定員とサービス提供地域

- ・ 6 時間以上 7 時間未満の利用定員は 15 名
- ・ 1 時間以上 2 時間未満の利用定員は各 5 名
- ・ 通常の事業の実施地域は、下記の地域とする。
- ・ 送迎は平和町全域、愛西市・津島市・稲沢市の一部の地域で実施する。

<平 和 町> 全域

<稲 沢 市> 氷室町、坂田町、西溝口町、井堀 三丸渚、甲新田、上丸渚、本甲、二俣、大牧

<愛 西 市> 勝幡町、千引、諸桑、草平新田、西川端新田、二子、鶴多須、赤目、早尾、下一色、塩田

<津 島 市> 青塚町、葉苅町、西柳原町、東柳原町、古川町、藤浪町、立込町、良王町、江川町

<あ ま 市> 蜂須賀

## 7、施設サービスの概要

- ※ 機能訓練 理学療法(リハビリテーション) 日常生活リハビリ、運動能力の向上訓練
- ※ 栄養バランスのとれた食事の提供と個別栄養指導(※6 時間以上 7 時間未満のみ)
- ※ 身体状況に合った入浴サービスの提供(※6 時間以上 7 時間未満で希望者のみ)
- ※ 利用者及び家族への生活指導及び生活相談援助
- ※ 利用者に対する便宜の提供

## 8、利用料金の支払いについて

- ①月末締め月の1ヶ月毎の精算とします。
- ②各利用者様の郵便口座より、毎月10日に請求額を自動的に病院口座に引き落とします。
- ※(要自動払込利用申込書)
- ※(土・日曜日に郵便局が休みの場合は翌営業日)

## 9、苦情申し立て窓口

サービス提供に関する苦情、ご意見、ご要望を受け付けております。

施設職員に申し出にくい場合は各市町村窓口でも受け付けています。

申し立て先	内容
医療法人 六輪会 六輪病院	受付時間:月曜～金曜日 午前9時30分から午後16時30迄 電話 0567-46-3297 意見箱 3号棟エレベーターホールに設置 苦情相談窓口担当者: 栗岡 大士
愛知県国民健康保険団体連合会	電話 052-962-1221
稲沢市役所高齢介護課	電話 0587-32-1111

## 10、個人情報保護について

個人情報保護法により、病院職員は業務上知り得た入所者の秘密事項並びに家族等の秘密事項に関しても正当な理由なく第三者に漏らすことのないよう十分配慮します。(規則第19条(2)項)居宅介護支援事業所等必要な機関に情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得たうえ、文書により同意を得ます。本人の同意が得られない場合については、家族の方に同意を求める場合があります。

## 11、非常時・災害対策

- (1) サービス利用中における突発の事故によるけが、容体の急変につきましては、当事業所の常勤医師及び看護師が対処致します。この場合は医療保険扱いとなります。容体に応じては当日のサービス中断とする場合もあります。
- (2) 上記の場合、緊急連絡先に連絡し、御足労願う場合もあります。
- (3) 悪天候時、以下のような天候の場合はサービスを中止させて頂くことがあります。
  - ①送迎出発時点で、多雨により送迎に危険が生じると判断されるとき。
  - ②降雪により道路が積雪状態・凍結状態にあり、送迎に危険が生じると判断されるとき。
  - ③暴風警報が送迎開始前に出ているとき。
- (4) サービス利用中、天候の悪化により、サービスを中断し自宅へ送迎する場合があります。
- (5) 以上のような場合、当事業所より電話連絡を致します。

## 12、その他、運営に関する重要事項

項 目	内 容
欠席する場合	当日、サービスを欠席される方は午前8時00分過ぎにデイケア室まで、お電話ください。 事前にお休みをする場合は営業時間内にご連絡ください。
受診について	原則としてサービス利用中は、当院外来受診が出来ません。 制度上、医療保険と介護保険の併用は原則的に出来ないこととなっていますので、予めご了承願います。
内服薬の持参	6～7時間の滞在で昼食後にお薬を服用される方は、忘れずに持参して下さい。 投薬内容把握の為、処方箋があれば持参して下さい。 投薬内容の変更があった場合は、その旨の報告と処方箋の提出をお願いします。
日常生活品	おむつ、尿とりパットを使用されている方にあつては、予備を持参ください。 爪切りを依頼される方は、個々に持参下さい。 ※男性のひげそりは行っておりません。
食事について	はし、スプーン、コップは事業所のものを使用します。 お持ち頂く必要はありませんが、御本人の使い慣れたものがあれば持参して下さい。
入浴について	6時間以上7時間未満の滞在中で、入浴を希望される方は、替えの下着を用意ください。
設備・器具について	設備・器具は従業員の指示に従って利用して下さい。 反する利用により、破損等が生じた場合は弁償して頂くことがあります。
迷惑行為	騒音、他利用の迷惑になる行為は退所して頂きます。
飲食物について	飲食物の持ち込みは、ご遠慮願います。 また、他の利用者へ配るという行為も、ご遠慮ください。 疾病により制限されている方や、飲み込みが困難な方などが、利用されています。 配茶を行いますので、水筒の持参は必要ありません。
金銭・貴重品	利用者の金銭及び貴重品管理は出来ません。紛失されても責任を負いません。
インフルエンザに関する注意事項	インフルエンザと診断された場合は、発症後5日間を経過し、かつ解熱後2日を経過するまでサービスが一定期間利用中止となります
新型コロナウイルスに関する注意事項	利用当日、送迎前に自宅で体温測定を行ってください。(37.5度以上の場合は出席停止) 来所時は、マスク着用にてお願いいたします。(マスク未着用は入館できません。)